

災害時要援護者に対する水害時の避難支援対策の推進について

地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念される中、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、ハザードマップの整備や情報伝達体制の構築といったソフト対策を両輪として進めていくことが重要です。

そのような状況の下、浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設¹⁾への洪水予報等²⁾の情報伝達を盛り込んだ平成17年の水防法改正から3年が経過したところですが、施策への取り組みが本格化しており、水害に対する要援護者への対応が着実に進んできています。

平成19年度の施策推進のための取り組みとして、市町村を支援するために水防法第15条AP推進チーム（以下、APチーム）を設置し、各地方整備局および各都道府県の連携を強化してきました。各APチームにおいては、アクションプログラムを作成し、目標（優先順位・スケジュール等）等を設定した上で、地域防災計画への施設の規定を待つことなく、施設リストの作成を進めてきました。

平成19年12月18日には、国土交通省、内閣府、総務省消防庁、厚生労働省の4省庁連名通達「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」が発出され、避難支援プランの全体計画の策定、地域防災計画の見直しにより災害時要援護者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法を定めるよう市町村を支援するようお願いしています。あわせて国土交通省河川局防災課長から各整備局に対し、市区町村に対する災害時要援護者の避難対策の支援をお願いするとともに、次期出水期に向け防災訓練の実施などにより確実な避難に結びつく防災体制の整備を推進するようお願いしています。

その結果、平成20年3月31日時点（予定含む）で浸水想定区域内にあり、河川の氾濫により浸水する可能性のある災害時要援護者関連施設をもつ市町村が830ありますが、その内、211市町村で、市町村地域防災計画への位置づけがなされました。

対 象	830市区町村
地域防災計画に規定済み	211市区町村（26%）
施設リスト、連絡方法等が準備済み	592市区町村（71%）
合 計	803市区町村（97%）

なお、浸水想定区域の公表河川の増加に伴い、浸水可能性のある施設を持つ市町村数の増加が見込まれます。

平成22年度までに浸水想定区域内における災害時要援護者関連施設を市町村地域防災計画へ規定し、約1,000市町村の施設で洪水予報等の情報伝達を実施する予定であり、引き続き出水期までに地域防災計画の見直しを進め、情報伝達体制を整えるよう支援していくとともに、訓練を実施するなど備えを充実していくよう呼びかけています。

- 1) 災害時要援護者関連施設：養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生施設・身体障害者療護施設等の身体障害者更生援護施設、助産施設・保育所等の児童福祉施設、病院等の医療施設及び盲学校・聾学校等の学校等が想定される。
- 2) 洪水予報等：洪水予報または避難判断水位（水防法第十三条で規定される特別警戒水位）への水位の到達情報。

地下街等における水害時の避難支援対策の推進について

地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念される中、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、ハザードマップの整備や情報伝達体制の構築といったソフト対策を両輪として進めていくことが重要です。

そのような状況の下、従前の浸水想定区域内の地下街等への洪水予報の情報伝達に加え、避難確保計画の作成を盛り込んだ平成17年の水防法改正から3年が経過したところですが、施策への取り組みが本格化しており、水害に対する地下街等の備えが着実に進んできています。

平成19年度の施策推進のための取り組みとして、市町村を支援するために水防法第15条AP推進チーム（以下、APチーム）を設置し、各地方整備局および各都道府県の連携を強化してきました。各APチームにおいては、アクションプログラムを作成し、目標（優先順位・スケジュール等）等を設定した上で、地域防災計画への施設の規定を待つことなく、施設リストの作成を進めてきました。

その結果、平成20年3月31日時点（予定含む）で浸水想定区域内にあり、河川の氾濫により浸水する可能性のある地下街等をもつ市町村が79ありますが、その内、21市町村で、市町村地域防災計画への位置づけがなされました。

対 象	79市区町村
地域防災計画に規定済み	21市区町村（27%）
施設リスト、連絡方法等が準備済み	47市区町村（59%）
合 計	68市区町村（86%）

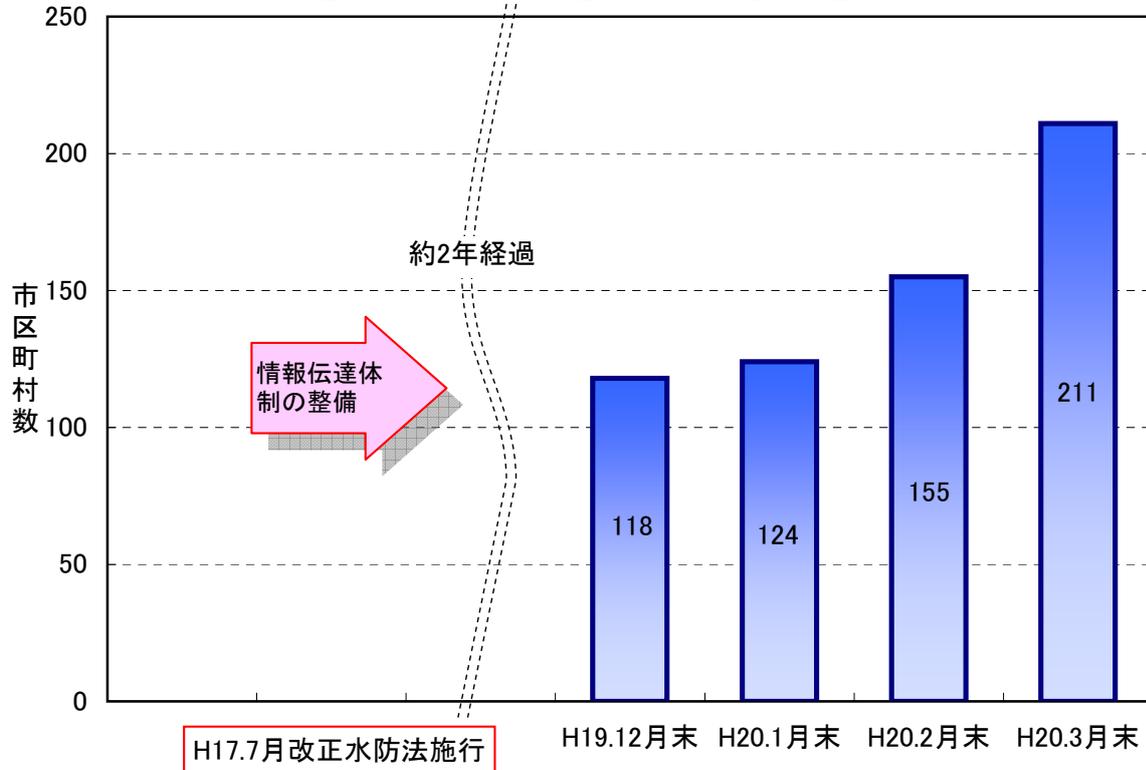
※避難確保計画については7市内の施設で作成済み

なお、浸水想定区域の公表河川の増加に伴い、浸水可能性のある施設を持つ市町村数の増加が見込まれます。

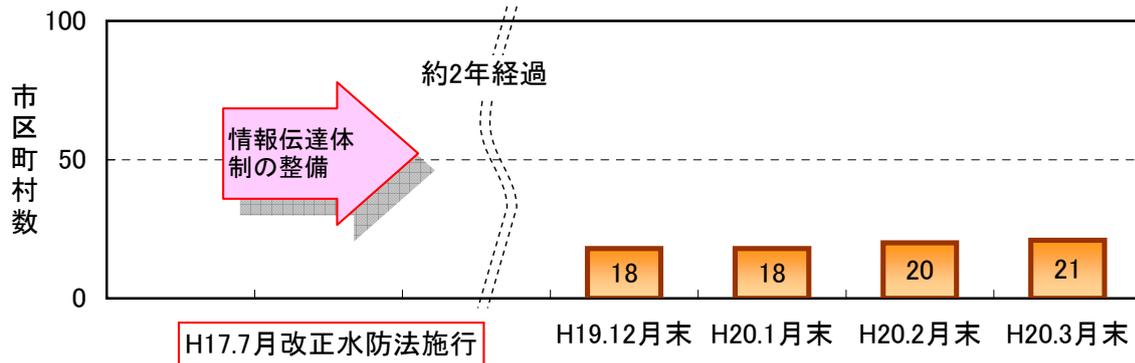
平成22年度までに浸水想定区域内における地下街等を市町村地域防災計画へ規定し、約100市町村の施設で洪水予報等の情報伝達を実施する予定であり、引き続き出水期までに地域防災計画の見直しを進め、情報伝達体制を整えるよう支援していくとともに、訓練を実施するなど備えを充実していくよう呼びかけています。

1) 洪水予報等：洪水予報または避難判断水位（水防法第十三条で規定される特別警戒水位）への水位の到達情報

災害時要援護者関連施設への情報伝達体制の整備状況 地域防災計画への規定済み市区町村数の推移



地下街等への情報伝達体制の整備状況 地域防災計画に規定済みの市区町村数の推移



災害時要援護者関連施設への情報伝達体制の整備状況

平成20年3月31日現在(予定含む)

ブロック	都道府県名		災害時要援護者の利用する施設					
			対象市区町村数	地域防災計画に規定済みの市区町村	1)地域防災計画の原案 2)施設リストと連絡方法 3)施設リスト のいずれか		合計	
					作成済みの市区町村			
北海道	1	北海道	52	せたな町(H19.5)、幕別町(H19.3)、美瑛町(H18.7)、蘭越町(H19.8)、豊頃町(H19.12)、石狩市(H20.1)、東川町(H20.3)	7	帯広市、滝川市、深川市、当別町、月形町、中札内村、富良野市、幌加内町、音威子府村、湧別町、釧路町、芽室町、標茶町、南幌町、新十津川町、音更町、室蘭市、留萌市、江別市、名寄市、北広島市、美深町、斜里町、興部町、上湧別町、日高町、千歳市、遠軽町、北見市、岩見沢市、紋別市、本別町、池田町、函館市、赤平市、三笠市、砂川市、仁木町、余市町、栗山町、妹背牛町、当麻町、白糠町、札幌市、東川町	44	51
東北	2	青森	16	八戸市(H18.8)、平川市(H19.3)、田舎館村(H19.10)、鶴田町(H19.2)、弘前市(H20.2)、東北町(H20.3)	6	つがる市、鱒ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、中泊町、田子町、南部町、青森市、五所川原市、板柳町	10	16
	3	岩手	12	花巻市(H20.3)、一関市(H20.3)、藤沢町(H20.3)	3	宮古市、北上市、久慈市、陸前高田市、紫波町、矢巾町、盛岡市、大船渡市、奥州市	9	12
	4	宮城	22	仙台市(H19.3)、気仙沼市(H19.3)、岩沼市(H19.9)、名取市(H20.2)、登米市(H20.2)、美里町(H20.2)	6	亶理町、大郷町、涌谷町、石巻市、栗原市、東松島市、大和町、本吉町、白石市、多賀城市、蔵王町、大河原町、大崎市、角田市、柴田町、丸森町	16	22
	5	秋田	9	北秋田市(H20.3)	1	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、秋田市、能代市、大館市、三種町	8	9
	6	山形	21	上山市(H20.2)、村山市(H20.2)、舟形町(H20.1)、真室川町(H20.1)、長井市(H20.2)、庄内町(H20.2)、大石田町(H20.3)	7	大蔵村、山形市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、戸沢村、米沢市、高島町、川西町、鶴岡市、酒田市、三川町	14	21
	7	福島	12	須賀川市(H19.5)	1	本宮市、いわき市、福島市、郡山市、二本松市、伊達市、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村	11	12
	関東	8	茨城	23	水戸市(H16.3)、取手市(H19.2)、筑西市(H10.3)、坂東市(H9.3)	4	日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市、鉾田市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	19
9		栃木	20	足利市(H10.5)、栃木市(H19.7)、下野市(H19.3)、茂木町(H19.11)、高根沢町(H20.2)、西方町(H20.2)、鹿沼市(H20.3)、小山市(H20.3)、那珂川町(H20.3)	9	宇都宮市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、芳賀町、野木町、大平町、藤岡町、都賀町	11	20
10		群馬	17	桐生市(H20.1)、伊勢崎市(H18.3)、太田市(H18.3)、安中市(H20.3)明和町(H18.4)	5	高崎市、藤岡市、館林市、板倉町、邑楽町、千代田町	6	11
11		埼玉	46	熊谷市(H20.3)、川口市(H19.3)、行田市(H19.3)、鴻巣市(H19.2)、深谷市(H20.3)、越谷市(H19.3)、蕨市(H19.3)、戸田市(H19.3)、鳩ヶ谷市(H19.12)、朝霞市(H13.12)、志木市(H19.3)、新座市(H19.3)、桶川市(H19.1)、蓮田市(H13.3)、坂戸市(H20.3)、幸手市(H19.3)、ふじみ野市(H19.10)、川島町(H19.2)、吉見町(H20.3)、神川町(H20.3)、騎西町(H19.2)、大利根町(H18.11)、宮代町(H19.7)、白岡町(H20.3)、栗橋町(H15.3)、杉戸町(H20.3)、鷲宮町(H20.3)	27	さいたま市、川越市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、和光市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、伊奈町、上里町、北川辺町、松伏町	19	46
12		千葉	20		0	木更津市、千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、君津市、浦安市、印西市、香取市、本埜村、栄町、神埼町	20	20

ブロック	都道府県名		災害時要援護者の利用する施設					
			対象市区町村数	地域防災計画に規定済みの市区町村	1)地域防災計画の原案 2)施設リストと連絡方法 3)施設リスト のいずれか	合計		
					作成済みの市区町村			
	13	東京	25	世田谷区(H19.1)、立川市(H19.9)	2	台東区、昭島市、調布市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、千代田区、港区、北区、荒川区、板橋区、八王子市、府中市、日野市、狛江市	16	18
	14	神奈川	12	横浜市(H19.4)	1	川崎市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町	11	12
	15	山梨	13	甲府市(H19.7)、山梨市(H19.9)、南アルプス市(H20.3)、甲斐市(H20.3)、笛吹市(H20.3)	5	韮崎市、中央市、市川三郷町、増穂町、鵜沢町、身延町、南部町、昭和町	8	13
	16	長野	20	長野市(H19.4)、上田市(H19.6)、須坂市(H18.8)、飯山市(H19.9)、千曲市(H18.4)、高森町(H18.9)、木曾町(H19.9)、池田町(H14.4)	8	飯田市、伊那市、小谷村、松本市、岡谷市、諏訪市、茅野市、東御市、安曇野市、下諏訪町、松川村、佐久市	12	20
北陸	17	新潟	27	阿賀野市(H18.7)、五泉市(H19.6)、燕市(H19.4)、見附市(H19.3)、長岡市(H19.1)、三条市(H19.8)	6	小千谷市、糸魚川市、上越市、聖籠町、田上町、川口町、魚沼市、南魚沼市、津南町、阿賀町、加茂市、柏崎市、妙高市、村上市、新発田市、弥彦村、関川村、荒川町、神林村、朝日村	20	26
	18	富山	12	砺波市(H18.4)、入善町(H9.8)、小矢部市(H20.2)、射水市(H20.2)、富山市(H20.3)	5	立山町、高岡市、黒部市、南砺市、魚津市、滑川市、氷見市	7	12
	19	石川	10	加賀市(H20.3)	1	金沢市、小松市、羽咋市、川北町、野々市町、志賀町、輪島市、白山市、能美市	9	10
中部	20	岐阜	28	各務原市(H19.3)、瑞穂市(H18.5)、御嵩町(H19.3)、可児市(H20.3)、瑞浪市(H20.3)、多治見市(H20.3)、美濃加茂市(H20.3)、美濃市(H20.3)、土岐市(H20.3)、輪之内町(H20.3)	10	岐阜市、大垣市、高山市、関市、羽島市、山県市、飛騨市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、北方町、本巢市	18	28
	21	静岡	19	静岡市(H19.12)、磐田市(H20.2)、伊豆の国市(H20.2)、袋井市(H20.2)	4	函南町、沼津市、三島市、伊豆市、清水町、富士市、芝川町、焼津市、藤枝市、島田市、岡部町、大井川町、吉田町、森町、浜松市	15	19
	22	愛知	25	豊田市(H18.3)、豊橋市(H19.8)、一宮市(H19.11)、西尾市(H19.7)、安城市(H20.2)、愛西市(H20.2)、北名古屋市(H20.2)	7	碧南市、江南市、蟹江町、岡崎市、豊川市、清須市、美和町、大治町、飛鳥村、稲沢市、弥富市、春日井市、甚目寺町、七宝町、津島市	15	22
	23	三重	13	伊賀市(H20.2)、鈴鹿市(H20.2)、多気町(H20.3)、名張市(H20.3)、伊勢市(H20.3)、東員町(H20.3)、亀山市(H20.3)	7	明和町、津市、松阪市、四日市市、木曾岬町、桑名市	6	13
近畿	24	福井	13	福井市(H19.2)、坂井市(H19.9)、南越前町(H20.1)	3	敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、永平寺町、越前町、おおい町、若狭町	10	13
	25	滋賀	20	彦根市(H18.3)、安土町(H19.3)、高島市(H19.11)、草津市(H19.11)	4	甲賀市、竜王町、愛荘町、長浜市、近江八幡市、東近江市、湖北町、西浅井町、大津市、栗東市、湖南市、守山市、野洲市、米原市、高月町、虎姫町	16	20
	26	京都	25	京都市(H18.7)、亀岡市(H20.3)、京丹後市(H20.2)、木津川市(H20.3)、久御山町(H20.2)	5	福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、伊根町、与謝野町	18	23
	27	大阪	26	吹田市(H18.3)、守口市(H19.2)、藤井寺市(H19.3)、四條畷市(H18.3)、門真市(H19.3)、摂津市(H19.7)、松原市(H19.10)	7	岸和田市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、和泉市、柏原市、忠岡町、富田林市、堺市、東大阪市、八尾市、羽曳野市、島本町	17	24

ブロック	都道府県名		災害時要援護者の利用する施設					
			対象市区町村数	地域防災計画に規定済みの市区町村	1)地域防災計画の原案 2)施設リストと連絡方法 3)施設リスト のいずれか		合計	
					作成済みの市区町村			
	28	兵庫	26	神戸市(H18.6)、伊丹市(H19.9)、三田市(H19.3)、西脇市(H19.6)、加東市(H19.6)、佐用町(H19.7)、豊岡市(H19.7)、丹波市(H19.7)、洲本市(H19.1)、姫路市(H19.8)、篠山市(H19.9)、西宮市(H20.2)	12	南あわじ市、宝塚市、猪名川町、加古川市、小野市、たつの市、宍粟市、太子町、新温泉町、高砂市、明石市、播磨町、川西市	14	26
	29	奈良	23	宇陀市(H20.3)、河合町(H20.3)	2	橿原市、奈良市、大和郡山市、天理市、山添村、広陵町、下市町、斑鳩町、香芝市、大和高田市、御所市、川西町、三宅町、田原本町、王寺町、大淀町、安堵町	17	19
	30	和歌山	16	和歌山市(H19.4)	1	御坊市、古座川町、新宮市、橋本市、有田市、田辺市、九度山町、有田川町、美浜町、白浜町、那智勝浦町、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、みなべ町	15	16
中国	31	鳥取	9	鳥取市(H19.3)、倉吉市(H18.10)、伯耆町(H19.3)	3	南部町、米子市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村	6	9
	32	島根	12	江津市(H19.9)、松江市(H19.10)、大田市(H19.12)	3	安来市、出雲市、斐川町、川本町、美郷町、東出雲町、雲南市、浜田市、益田市	9	12
	33	岡山	14	津山市(H20.3)、笠岡市(H20.3)、井原市(H20.3)、美咲町(H20.3)	4	総社市、倉敷市、備前市、矢掛町、瀬戸内市、赤磐市、岡山市、和気町、早島町、勝央町	10	14
	34	広島	9	安芸太田町(H19.6)、府中市(H19.12)、大竹市(H20.2)	3	呉市、三原市、三次市、安芸高田市、福山市、広島市	6	9
	35	山口	12	宇部市(H19.5)、下関市(H20.2)、防府市(H20.2)、山陽小野田市(H20.3)、岩国市(H20.3)	5	萩市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、田布施町、山口市	7	12
四国	36	徳島	18	美馬市(H18.6)、阿波市(H18.9)、藍住町(H20.2)	3	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、三好市、吉野川市、板野町、勝浦町、上板町、石井町、海陽町、松茂町、北島町、東みよし町、つるぎ町	15	18
	37	香川	13	丸亀市(H18)、善通寺市(H20.3)、三木町(H20.3)、綾川町(H20.3)、まんのう町(H18年度)、多度津町(H20.2)	6	高松市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、宇多津町、琴平町	7	13
	38	愛媛	7	松山市(H18.3)、松前町(H19.3)	2	西条市、大洲市、今治市、砥部町、東温市	5	7
	39	高知	8	香美市(H20.3)、南国市(H20.3)	2	高知市、香南市、土佐市、四万十市、いの町、日高村	6	8
九州	40	福岡	39		0	福岡市、篠栗町、志免町、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、柳川市、大川市、みやま市、大木町、直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、行橋市、前原市、志摩町、朝倉市、八女市、筑後市、立花町、北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、遠賀町、田川市、添田町、糸田町、大任町、飯塚市、福智町、嘉麻市、大野城市、太宰府市、大牟田市、上毛町	38	38
	41	佐賀	14	白石町(H18.6)、みやき町(H19.1)、武雄市(H20.2)	3	大町町、唐津市、神埼市、多久市、伊万里市、吉野ヶ里町、上峰町、江北町、佐賀市、鳥栖市、小城市	11	14
	42	長崎	6	諫早市(H18.8)	1	川棚町、波佐見町、佐世保市、松浦市、大村市	5	6
	43	熊本	15	八代市(H19.6)、人吉市(H19.5)、和水町(H19.6)	3	富含町、相良町、城南市、甲佐町、菊池市、植木町、御船町、玉名市、山鹿市、嘉島町、熊本市、宇土市	12	15
	44	大分	5	宇佐市(H19.4)	1	大分市、中津市、日田市、佐伯市	4	5

ブロック	都道府県名		災害時要援護者の利用する施設					
			対象市区町村数	地域防災計画に規定済みの市区町村	1) 地域防災計画の原案 2) 施設リストと連絡方法 3) 施設リスト のいずれか		合計	
					作成済みの市区町村			
	45	宮崎	12	宮崎市(H19.5)、延岡市(H19.7)、都城市(H20.3)、西都市(H20.3)	4	日南市、串間市、えびの市、国富町、綾町、新富町、西米良村、日之影町	8	12
	46	鹿児島	11	鹿屋市(H19.3)、大口市(H19.5)	2	出水市、霧島市、菱刈町、薩摩川内市、南さつま市、東串良町、南九州市(旧川辺町)、湧水町、肝付町	9	11
沖縄	47	沖縄	3		0	西原町、南風原町、那覇市	3	3
合計			830		211		592	803

地下街等への情報伝達体制の整備状況

(1/1)

平成20年3月31日時点(予定含む)

ブロック	都道府県名		地下街等				合計	
			対象市区町村数	地域防災計画に規定済みの市区町村	1)地域防災計画の原案 2)施設リストと連絡方法 3)施設リスト のいずれか			
					作成済みの市区町村			
北海道	1	北海道	4	0	帯広市、滝川市、札幌市	3	3	
東北	2	青森	0	0		0	0	
	3	岩手	1	0	盛岡市	1	1	
	4	宮城	1	仙台市(H19.3)	1	0	1	
	5	秋田	0	0		0	0	
	6	山形	0	0		0	0	
	7	福島	0	0		0	0	
	関東	8	茨城	0	0		0	0
9		栃木	0	0		0	0	
10		群馬	1	0	太田市	1	1	
11		埼玉	5	川口市(H19.3)	1	春日部市、草加市、鳩ヶ谷市、三郷市	4	5
12		千葉	5	0	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、流山市	5	5	
13		東京	14	狛江市(H19.8)	1	台東区、北区、多摩市、千代田区、港区、世田谷区、荒川区	7	8
14		神奈川	2	横浜市(H19.4)	1	川崎市	1	2
15		山梨	0	0		0	0	
16	長野	1	0	松本市	1	1		
北陸	17	新潟	2	長岡市(H19.1)	1	新潟市	1	2
	18	富山	0	0		0	0	
	19	石川	0	0		0	0	
中部	20	岐阜	2	0	岐阜市、大垣市	2	2	
	21	静岡	2	0	静岡市、浜松市	2	2	
	22	愛知	2	豊田市(H17.3)	1	0	1	
	23	三重	0	0		0	0	
	近畿	24	福井	1	福井市(H20.2)	1	0	1
25		滋賀	0	0		0	0	
26		京都	2	京都市(H18.7)	1	宇治市	1	2
27		大阪	9	大阪市(H18.3)、守口市(H19.3)	2	泉大津市、寝屋川市、堺市、高槻市、吹田市、東大阪市、八尾市	7	9
28		兵庫	6	姫路市(H18.5)、明石市(H19.6)、西宮市(H20.2)	3	加古川市、三田市、尼崎市	3	6
29		奈良	1	0	王寺町	0	0	
30		和歌山	1	和歌山市(H19.4)	1	0	1	
中国	31	鳥取	0	0		0	0	
	32	島根	1	松江市(H19.10)	1	0	1	
	33	岡山	2	津山市(H20.3)	1	岡山市	1	2
	34	広島	2	0	広島市、福山市	2	2	
	35	山口	0	0		0	0	
四国	36	徳島	1	0	徳島市	1	1	
	37	香川	2	丸亀市(H18.4)	1	高松市	1	2
	38	愛媛	1	松山市(H18.3)	1	0	1	
	39	高知	0	0		0	0	
九州	40	福岡	5	福岡市(H18.5)	1	久留米市、北九州市、遠賀町	3	4
	41	佐賀	1	0		0	0	
	42	長崎	0	0		0	0	
	43	熊本	1	熊本市(H16.6)	1	0	1	
	44	大分	0	0		0	0	
	45	宮崎	1	宮崎市(H19.5)	1	0	1	
46	鹿児島	0	0		0	0		
沖縄	47	沖縄	0	0		0	0	
合計			79	21		47	68	

※避難確保計画作成済みの市区町村

狛江市、横浜市、長岡市、京都市、大阪市、姫路市、丸亀市

合計7

水防法の災害時要援護者関連施設、地下街等関連条文

水防法

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 (略)

三 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 (略)

5 (略)